

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し随意契約の相手方の候補者とする手続（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和4年（2022年）5月13日

北海道知事 鈴木 直道

1 公募型プロポーザル方式に付す事項

(1) 業務名

妊婦・子育て世帯のマーク等の企画・普及に係る委託業務

(2) 業務の目的及び内容

妊婦及び子育て世帯の優先マークを作成し、道内の公共施設・商業施設等に普及啓発をすることで、妊婦及び子育て世帯の施設利用に係る環境整備を促進すること。

(3) 契約期間

契約締結日から令和5年（2023年）3月31日まで

2 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

(1) 複数企業等（法人及び法人以外の団体を含む。）による連合体（以下「コンソーシアム」という。）又は単体企業等とする。

(2)

コンソーシアムの構成員及び単体企業等は、次のいずれにも該当すること。

ア 道内に本社又は事業所等（本事業を実施するために設置する場合を含む。）を有する企業、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人（以下「特定非営利活動法人」という。）、その他法人又は法人以外の団体であること（ただし、宗教団体や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団の統制下にある団体を除く。）

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に掲げる者でないこと。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、競争入札への参加を排除されている者でないこと。

エ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

オ 暴力団関係事業者等でないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

(ア) 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

(イ) 本店が所在する都府県の事業税（道税の納付義務がある場合を除く。）

(ウ) 消費税及び地方消費税

キ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）

(ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

(イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

(ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

ク コンソーシアムの構成員が、単体企業又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

3 参加資格の審査

(1) 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、事前に参加表明書その他関係資料（別添「妊婦・子育て世帯のマーク等の企画・普及に係る参加表明書作成要領」参照）を提出の上、2に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 提出期限：令和4年（2022年）5月27日（金）午後5時（必着）

イ 提出場所：〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目（本庁舎6階）

北海道保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課（担当：加賀）

電話 011-204-5235（直通）

ウ 提出方法：持参または郵送（特定記録、簡易書留、書留のいずれかによる。）とする。

(2) 審査を行ったときは、審査結果を通知する。

4 企画提案書の提出期限等

(1) 企画提案書は、別添「妊婦・子育て世帯のマーク等の企画・普及委託業務に関する企画提案指示書」の内容に基づき、次のとおり提出しなければならない。

ア 提出期限：令和4年（2022年）6月10日（金）午後5時（必着）

イ 提出場所：3（1）イに同じ

ウ 提出方法：3（1）ウに同じ

5 提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

また、参加表明書及び企画提案書（以下「参加表明書等」という。）が次のいずれかに該当する場合には、提出を無効とすることがある。

- (1) 提出期限、提出先、提出方法が公告の内容と適合しないもの
- (2) 指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- (3) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (4) 虚偽の内容が記載されているもの

6 最良の提案をした者の選定方法

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された提案書を評価し、最良の提案をした者（以下「特定者」という。）を選定する。具体的な審査基準は次のとおり。

(1) 運営方針

ア 妊婦・子育て世帯への外出支援として、施設利用に係る環境整備の促進という趣旨に沿ったものになっているか

イ 特定の見方・考え方に偏った扱いとならないよう十分に留意し、多様な価値観を尊重するための配慮がなされているか

(2) 管理運営

ア 業務を効率的かつ効果的に行うことが可能なスケジュールであり、事前十分調整し、事務局の運営・企画・実施する体制が確保されているか

イ 公募・普及啓発など適切に実施できる実績や方法を備えているか

(3) 事業内容

ア 妊婦・子育て世帯や公共施設・商業施設のニーズに即したマーク作成が可能な実施内容となっているか

イ マーク策定過程を妊婦・子育て世帯の外出支援に係る機運醸成の一環と考え、効果的な公募（広報）となっているか

ウ 個人情報に関する取組は適切か

エ 選定されたマークが効果的に活用されるよう、普及啓発に工夫がなされているか

7 契約手続

特定者を見積書徴取の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続を行う。

8 その他

(1) 参加表明書等の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

(2) 審査結果及び特定者名は、公表する。

(3) 採択された企画提案の内容と契約締結時の委託内容に修正・変更が加えられる可能性がある。

(4) 本業務の成果品等に係る著作権は全て北海道に帰属する。また、第三者の著作権その他の一切権利の北海道への移転に係る交渉・処理は受託者が行うこととし、その経費は委託費に含む。